

令和3年度

一般会計

事業別補正予算説明書

越谷市



# 一般会計(第9号)

3款 民生費

1項 社会福祉費

7目 子育て世帯等臨時特別支援事業費

細目および細々目	節		細 節	
	区 分	金 額		
<b>001 子育て世帯等臨時特別支援事業</b>				<b>4,154,000</b>
01 職員人件費	3 職員手当等	4,600	8 超過勤務手当	4,500
補正前 0			13 休日給	100
補正額 4,600				
補正後 4,600				
02 子育て世帯等臨時特別支援事業	1 報酬	1,000	12 会計年度任用職員報酬	1,000
補正前 0	4 共済費	200	6 社会保険料	200
補正額 4,149,400	8 旅費	100	2 普通旅費	50
補正後 4,149,400			4 会計年度任用職員費用弁償	50
	10 需用費	400	1 消耗品費	300
			4 印刷製本費	100
	11 役務費	17,000	1 通信運搬費	11,700
			2 手数料	5,300
	12 委託料	130,700	31 臨時特別給付金給付事務等委託料	122,700
			32 臨時特別給付金電算委託料	8,000
	18 負担金補助 及び交付金	4,000,000	31 子育て世帯等臨時特別給付金	4,000,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳			一般財源	事業概要
特定財源	国庫支出金	地方債		
	4,600			【生活福祉課】 子育て世帯等臨時特別支援事業に係る超過勤務手当等の追加
	4,149,400			【生活福祉課】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等へ、臨時特別給付金を支給する。 1 給付対象者 (1) 基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯） (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯） 2 給付額 1世帯あたり10万円

3款 民生費





